

会 議 録

会議の名称	行田市国民健康保険運営協議会（平成23年 第5回）
開催日時	平成23年10月19日（水） 開会：午後2時・閉会：午後3時15分
開催場所	行田市教育委員会 2階2B会議室
出席者(委員) 氏 名	巢山伸子、岩寄喜美、松田重俊、島田悦男、鈴木ふみ子、 大久保 忠、増野好生、吉野音次郎、新島英雄、松浦利行、平野 修
欠席者(委員)氏名	橘勝代、島村和良、根本和雄、河本英敏、半田 太、新井教弘、 今井久典
事務局	門倉正明（保険年金課長）、増田 勉（保険年金課主幹）、 岡部将弘（保険年金課主査）
会議内容	議題 議案第8号 国民健康保険税について(継続審議) その他
会議資料他	・議案第8号「国民健康保険税について」の追加資料
その他	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事 務 局	<p style="text-align: center;">市 民 憲 章 唱 和</p> <p>本日の委員会開催にあたり、根本委員さん、河本委員さん、半田委員さん、新井委員さん、今井委員さん及び島村委員さんからは欠席の連絡をいただいております。行田市国民健康保険規則第5条第3項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告いたします。</p> <p>はじめに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">会 長 あ い さ つ</p>
事 務 局	<p>次に議事に移ります。国民健康保険法施行令第5条第2項の規定に基づき、吉野会長に議長をお願いします。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、次第の2番目、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>名簿の順番によりまして、本日の会議は鈴木委員さん、大久保委員さんとなっています。</p>
会 長	<p>ただいま事務局から説明があったとおり、鈴木委員さん、大久保委員さんをお願いすることよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">異 議 な し</p>
会 長	<p>ご異議がないようですので、さよう決定いたします。両委員さんよろしくをお願いいたします。</p> <p>次に次第の3、審議事項に入ります。</p> <p>前回の会議で議題とし、継続審議となっておりました、議案第8号「国民健康保険税について」を継続して審議いたします。事務局に追加した資料の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>まず、資料の1ページと2ページですが、所得階層ごとの国民健康保険加入世帯の状況をグラフに表したものです。</p> <p>2つともグラフの形としては同じものですが、1ページは世帯数実数で表したものの、2ページは全体に占める階層ごとの構成率で表したものでございます。</p> <p>グラフの左側、所得階層の区分でございますが、一番下0円とその上の33万円以下は、保険税の6割軽減の対象となる金額で、この2つの階層に属する世帯が合わせて2,398世帯となっており、率にして</p>

<p>事務局</p>	<p>21.4%を占めています。その上の区分、57万5千円は2人世帯の場合に4割軽減となる33万円+24万5千円の57万5千円となっており、さらにその上の区分82万円は3人世帯の場合の4割軽減となる33万円+24万5千円×2の82万円というように、上に進むごとに24万5千円を加算した額で区分しております。</p> <p>次に資料の3ページ、4ページですが、埼玉県内各市の直近3年間の収納率の状況でございます。</p> <p>行田市は、現年分、滞納繰越分ともに平成21年度は前の年度に比べ収納率が下がり、平成22年度は上がっておりますが、いずれの年度とも県内40市中20位前後という位置で推移しております。</p> <p>次に、資料の5ページでございますが、同じく埼玉県内各市の直近3年間における被保険者1人当たりの法定外繰入金の額をまとめたものでございます。</p> <p>行田市は平成20年度、1万6,598円、21年度が2万20円、22年度が1万5,034円となっております。</p> <p>各市の状況を平成22年度で見えますと、最も高いのは和光市で3万7,287円、最も低いのは蓮田市で5,687円となっており、行田市の1万5,034円という金額は40市中26番目という位置になっております。</p> <p>次に、補足資料（追加）について説明いたします。資料の作成が事前送付に間に合いませんでしたので、本日お配りしたものでございます。</p> <p>平成23年8月31日現在で、平成22年度の国民健康保険税を滞納している納税義務者数を所得階層別にグラフに表したものでございます。所得は平成22年中の所得で、所得階層の区分は先ほどの資料と同じ区分となっております。</p> <p>前回の協議会におきましても、ご指摘がございましたが、国民健康保険税の滞納対策について、若干申し上げさせていただきます。平成22年度決算における国民健康保険税の収入未済額は、約10億5,000万円でございます。大変大きな金額と認識しております。国民健康保険税の滞納対策としては、保険年金課では、短期被保険者証の窓口交付により税務課と連携を図りながら、滞納者の状況を聞いた上で、納税指導を行っております。また、税務課では、早期の滞納者に対して早い時期で</p>
------------	---

	<p>の督促・催告の文書を送付しております。これは、滞納期間が長くなると金額が大きくなり納めるのが、困難になってしまうことから、早い時期での対応を行っているものでございます。また、離職や病気などで一括納付が困難な場合には、分納による納税相談を行っております。さらには、納付能力があるにも関わらず納税の意思が見られない滞納者に対しては、差押等の滞納処分の強化に努めております。この場合、換価性の高い預貯金・給与等の差押を進めています。また、納付忘れを防ぐための口座振替の推進や臨宅徴収員による訪問・電話催告を実施しております。</p> <p>そのようなこともございまして、平成22年度の国民健康保険税の収入未済額は、平成21年度に比較し、約1億7,000万円、率に換算すると約14%減っております。</p> <p>また、今年度から納付機会の拡大を図るため、コンビニエンスストアで納付できる環境を導入いたしました。なお、現在、民間委託による電話催告センターの設置について検討をしております。</p> <p>今後も、なお一層の滞納対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>
会長	<p>ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。</p>
委員	<p>今回配布していただいた所得別滞納世帯数の資料には、滞納繰越の部分は入っていないのですか。</p>
事務局	<p>この資料は、平成22年の所得階層毎の平成22年度の国民健康保険税の滞納額について集計したものですので、平成21年度以前の滞納額は入っておりません。</p>
委員	<p>それだと、平成22年度の現年度分の収納率は88.2%、滞納繰越分の収納率は11.3%であり、滞納繰越の収納率が極めて悪くなっている。滞納の大半が滞納繰越となってきたわけですね。国民健康保険税の議論をするには、現年度分の滞納だけでなく、滞納繰越金がいくらあるかの資料がないと、きちんと議論ができないと思うが、なぜ資料がないのですか。</p>
事務局	<p>所得階層別ですと、集計がなかなか難しいところですね。所得階層別資料ではありませんが、私の手元にある資料の平成17年度からの滞納額</p>

<p>委員</p>	<p>を申し上げさせていただきます。平成17年度が約3,900万円、平成18年度が約8,200万円、平成19年度が約1億2,100万円、平成20年度が約2億1,300万円、平成21年度が約2億5,000万円となっております。</p> <p>全体では、9億円以上にもなるわけですから、そういった資料を出してもらいたかったです。</p>
<p>事務局員</p>	<p>申し訳ありませんでした。</p> <p>今日配布された資料の収納率ですが、平成22年度で88.2%、滞納繰越金が11.3%とあります。これは、先ほどの滞納繰越分の中での収納率が11.3%であったという理解でいいのか。また、合計の60.4%というのは、現年度と滞納繰越を合わせた中での行田市の収納率は60.4%であったということでもいいのですか。教えてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員さんのおっしゃったとおりです。</p> <p>ほかにありますか。</p> <p>先ほどの資料の中で、高い所得の方でも滞納している方がいる。特に1千万円以上の所得階層のところに3件の滞納者がいる。預貯金等の差押えなどの滞納処分を行っているとのことですが、具体的にその方たちの滞納と差押えの状況、またなぜ納めないのかを教えてください。</p>
<p>事務局員</p>	<p>高所得階層の滞納者の多くは、擬制世帯主です。本人は会社等に勤めていて社会保険に入っており、その家族に国保の加入者がいる世帯です。この場合でも国民健康保険は世帯主課税ですので、この擬制世帯主に納税義務があります。その擬制世帯主の給与等の所得が1千万円以上あるという世帯です。この場合、擬制世帯主は中高年の方で、国保加入者本人は就労年齢にある子供といったケースです。その子供あるいは、擬制世帯主に納税意識は余りないのではないかとといった状況が伺われます。高所得階層のうちの1件は、国民健康保険税だけでなく他の税にも滞納があつて、税以外にも債務があつて、土地を売って、この年だけ所得がたまたま多く発生したという世帯でした。</p> <p>いずれも、督促・催告、分納相談、給与等の差押えなど通常の滞納処分を実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありますか。</p> <p>私は、税率改正はするべきでないという立場であり、その立場でお聞</p>

<p>事務局</p>	<p>きいたします。リーマンショック以来、市民の方たちは大変な思いをされている。そういった状況で、税率の引上げと滞納の関係は極めて大きいと思います。平成23年4月の時点では、4,512世帯が滞納しており、3分の1が滞納している現状にあります。滞納の総額は11億円あるのが実態です。税率改正すると滞納額がもっと増えるのではないかと心配です。市民への影響をどう考えているのですか。</p> <p>確かに、国保税は安くはないと思っています。滞納の状況も委員のおっしゃるとおりです。しかしながら一般会計から補填して出せばいいというものでもないと思います。一般会計からの補填は、国保に加入していない多くの方も負担しております。国保は、例えば定年して仕事を辞めた方など所得の少ない方が入るわけですから、当然に財政基盤は弱い状況です。その分として、国・県から補助はいただいているわけですが、なかなかそれだけでは間に合わないので、一般会計からの赤字補填で賄っているのが現状です。国保税の引上げは、前は平成20年度に行ったところですが、税の引上げを行わずにずっといければいいのですが、本市の財政全般を見ると、見直しの必要性を感じます。また、引き上げると滞納が増えて、収納率が下がるのではないかとのご心配ですが、おっしゃるとおりの懸念はあります。しかしながら、低所得者への軽減の拡大をセットとして、見直していきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>国民健康保険制度は、社会保障の一部となっています。国民皆保険制度の中核を担うものであり、その加入者には低所得者が非常に多くなっています。当然、国、県、市の負担は社会保障として当たり前だということです。そもそも国が負担率を下げたことは問題であり、その負担を元に戻せということが大前提です。国が負担を引き下げたことによって今のような現状があるわけです。市が一般会計から補填して負担するのは、もともと社会保障の一環である国民健康保険は、全体で支えることを考えないといけないと思っています。県内には、一人当たりの繰入額が本市以上になっている保険者が24市あります。今大変な状況のこの時期に国保税を引き上げる必要はないと思います。本市の平成22年度一般会計では15億円の黒字があり、その一部を国保にまわすことにより国保税を引き下げることにも可能だと思います。税率を上げたことによって、上向いた収納率が、戻ってしまうと、今回値上げした分がそっく</p>

<p>事務局</p>	<p>りなくなってしまう。納めている市民のみなさんにだけ負担がいつてしまうのではないのではないかと危惧しています。</p> <p>滞納繰越が1.4%も減ったとの説明がありましたが、それにもからくりがあり、平成21年度に1億9,000万円、平成22年度に2億7,000万円の不能欠損で落とした額が増えています。すべてではありません。でもそういうものがあって収入未済額が減っている。市の努力は認めています、本当に大変な状況になってしまうと思いますが、どう考えているのですか。</p> <p>まず、法定外繰入金の状態ですが、委員は、1人当たり繰入金が15,034円で本市以上に繰入れているところが24市あるとのことですが、ご指摘のとおり平成22年度は市の平均を下回っています。その要因というのは、平成21年度の繰越金が800万円しかなく一般会計から5億1,000万円を赤字補填として繰り入れました。そういったことで、平成21年度は、1人当たり繰入額20,020円と大きくなるのですが、平成22年度の繰越金は、1億7,000万円ありました。ですから法定外繰入金が前年度と比べて3億8,000万円と、少なくなっている状況です。この3年間の平均をとると17,217円となり、県平均は16,892円で、若干ですが平均より高くなります。一概にその年度だけの赤字補填を比べただけですと見えない部分があります。前の年度からの繰越金が多くなった年度は、赤字補填は少なくなります。</p> <p>不能欠損額については、委員のおっしゃったとおりです。不能欠損は税務課において、法令に基づいて、財産がない、生活に困窮している、行方不明など、しっかりと財産調査を行った上で不能欠損しています。取れる見込みのない方を落としています。</p> <p>収納率についてですが、税率を引き上げれば、それが影響しないとは、決して考えていません。</p>
<p>委員</p>	<p>医師会としては、赤字補填の額が多いからそれを何とか減らす方法を考える必要があると思います。値上げの話が出たのはびっくりしました。値上げをする前に、まずはなんとか滞納を減らすことをして、最後に税率を改正するのが順になると思います。順番が違うのではないのでしょうか。ほかに方法はありますか。</p>

事務局	ご指摘のように一番は収納対策だと思います。収納率を考えると1億上げれば、その分の滞納も上がることになります。現在全市を挙げて滞納対策に取り組んでいるところです。その辺をご理解していただいた上で見直し案を上げさせていただいております。よろしくお願いします。
委員	この案しかないのですか。修正案はないのですか。
事務局	今考えているのは、収納率を上げることと国保税の税率改正です。
委員	市全体として督促・催告して、差押を行っています。とのことですが、去年は、186件の差押えで1億円となっていますが、それでも11億円からの滞納があるわけですが、平成19年度は11億8,000万円、平成20年度は12億円、平成21年度は12億円、平成22年度10億5,000万円。結局減っていない。なぜこれだけの滞納が出るのか。原因は何だと思えますか。なぜ3件に1件滞納となるのだろうと突き詰めていくとそれは、高くお金がないからですよ。滞納の最大の原因をどう考えているのですか。
事務局	国民健康保険税は、相互扶助の考えから所得がない方にも軽減があるとはいえ均等割、平等割が課税されている点があると思えます。また、リーマンショック後の景気の低迷により、今まで支払っていた方が困窮し支払えなくなったということもあると感じています。
委員	ですから値上げをするということは大変なんですよ。所得のない人まで払えって言われるわけですよ。今のこの時期に引き上げるべきではないです。収納率を上げるという意味では、一般会計から繰入を増やして、税を引き下げれば収納率は上がります。高く支払えないという現状があることを見ていただきたいと思えます。
会長	この議案第8号は、継続審議としますか。それとも提示されている①から③案を選びますか。どうしますか。
委員	私は、上げるべきではないと思います。国保税の値上げは、市民の4割に影響するものです。時間をかけて慎重に審議するべきです。
会長	みなさんはどう考えますか。継続審議としても、ほかに意見は出ないのではないのでしょうか。
委員	なぜ急ぐのですか。来年4月から実施したいのですか。そのためには12月議会に上程する予定ですか。
事務局	はい、予定としましては、12月定例会市議会に国民健康保険税条例の

委員	<p>していこうという一つの方向性が出されています。本市の資産割は32%となっており、県内では高い状況ですので、その方針に合わせていくこともありまして、若干の減額をしているところです。均等割につきましても、県内他市の状況から見たなかでの引き上げでございます。</p> <p>健保組合でも非常に運営が厳しくて、昨年保険料率を1.6%引き上げました。費用を切り詰めて目一杯やったところで、どうしようもなくなったわけですね。世の中はそういった流れになっています。健保組合では、国保のように繰入はありませんので、積立金から補填します。運営できなくなれば、解散するしかありません。そこまで来たものですから、引上げを行いました。国保では一般会計からの繰入は、国保加入者以外の方の税金を使ってしまうことになる。その事情を聞きますと、国保税をある程度上げて、負担増になるのは仕方ないことと感じました。</p>
委員	<p>協会健保でも財政は厳しくて、現在9.6%の保険料率となっていますが、来年度は10%を超える率になりそうです。保険料収入の割には、医療費が高くなっています。そういった状況ですので、保険料の改定はもちろんなのですが、医療費の適正化に力を入れており、特定健診事業の充実や現金給付の際には、審査を厳格に行っています。</p> <p>行田市では、特定健診も行って、適正化にも努めているとのことですから、市民の理解を得ながら、多少税率を上げることはやむを得ないのではないかと考えています。</p>
委員	<p>私は、税を払う立場ですので高いと思っています。税は上げてほしくはありませんが、現状ではやむを得ないのかなと感じました。</p>
委員	<p>私も委員と同じ考えです。</p>
委員	<p>税率の引上げと、低所得者への軽減の抱き合わせで実施する考えであるとのことですが、その辺を考えていただいて、市民の健康上の利益を最優先にしていきたいということと、他市の収納率対策を参考にしておいて、税率を上げていただければありがたいと思う。そういう意味で改正には賛成です。</p>
委員	<p>委員のおっしゃっていることも正論だと思います。しかし、健保組合、協会健保の話の話を聞くと、切羽詰って上げざるを得ないことになっている。健全経営をしなければ、赤字ではどうしようもないですから、あ</p>

	<p>る程度上げていくのは必要だと思います。見極めは行政がしっかりやっていたらいい。もう少し継続審議としていただきたい。もう一度継続として、ある程度の数字を出していただいて、妥協点はあると思います。もう一度数字を検討したいと思います。これだけの滞納があるわけですから、更に苦しくなる。サラリーマンの収入がないわけですから、企業にも収入を何とか考えてもらいたい。より多くの収入を得て納めたい。制度を考えてもらいたい。</p>
<p>会 事 務 局</p>	<p>長 事務局から、次回に妥協点は出ますか。 見直し案については提示させていただいている3案の中で議論していただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、いろいろ意見は出たところですが、審議を継続とするか、または、このまま税率改正案の採決に移るかを決めたいと思います。 税率改正3案の中から採決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p style="text-align: center;">3人の挙手</p> <p>継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p style="text-align: center;">7人の挙手</p> <p>継続審議とすることが多数となりました。よって議案第8号 国民健康保険税については、引き続き継続審議とすることに決しました。 次に、次第の4 その他でございますが、事務局から何かありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次回、第6回行田市国民健康保険運営協議会の開催予定について</p>
<p>会 長 事務局(増田)</p>	<p>以上で、本日の議事の全てを終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。 慎重ご審議ありがとうございました。これをもちまして、平成23年第5回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。</p>